

【資料 1】

4 会議事項

(1) 平成 25 年度会計決算状況について

平成25年度 決算の概要

資料 1

1 一般会計

歳入 単位:円			
項	目	予算額	決算額
市町村負担金	事務費負担金	587,968,000	587,968,004
国庫負担金	保険料不均一賦課負担金	887,000	878,850
国庫補助金	後期高齢者医療制度事業費補助金	142,000	142,000
	円滑運営臨時特例交付金	0	0
県負担金	保険料不均一賦課負担金	887,000	878,850
財産運用収入	利子及び配当金	444,000	408,546
繰越金	繰越金	167,097,000	167,096,685
預金利子	預金利子	1,000	0
雑入	雑入	1,000	7,090
合 計		757,427,000	757,380,025 ①

歳出 単位:円			
項	目	予算額	決算額
議会費	議会費	778,000	627,733
総務管理費	一般管理費	288,843,000	263,727,189
	公平委員会費	41,000	0
選挙費	選挙管理委員会費	62,000	61,385
監査委員費	監査委員費	265,000	162,062
老人福祉費	老人福祉費	462,166,000	388,372,057
公債費	利子	272,000	0
予備費	予備費	5,000,000	0
合 計		757,427,000	652,950,426 ②

剰余金 ①－②	104,429,599
うちH26年度に償還すべき額	90,000
実質的な剰余金	104,339,599

2 特別会計

歳入 単位:円			
項	目	予算額	決算額
市町村負担金	保険料等負担金	20,523,042,000	20,819,635,140
国庫負担金	療養給付費負担金	18,683,039,000	18,683,039,524
	療養給付費負担金	58,593,982,000	61,914,105,259
	高額医療費負担金	979,306,000	1,032,190,512
国庫補助金	調整交付金	21,530,506,000	22,185,588,364
	後期高齢者医療制度事業費補助金	128,204,000	76,884,619
	長寿・健康増進事業費補助金	155,876,000	155,059,636
	災害臨時特例補助金	0	157,000
県負担金	療養給付費負担金	19,531,327,000	19,030,707,924
	高額医療費負担金	965,898,000	996,642,424
県補助金	県財政安定化基金交付金	661,390,000	0
支払基金交付金	後期高齢者交付金	100,415,206,000	99,633,737,787
特別高額医療費共同事業交付金	特別高額医療費共同事業交付金	42,300,000	44,941,637
一般会計繰入金	一般会計繰入金	461,670,000	387,911,511
基金繰入金	円滑導入基金繰入金	1,617,597,000	1,591,043,878
繰越金	繰越金	9,051,667,000	9,051,666,755
延滞金、加算金及び過料	過料	1,000	0
預金利子	預金利子	212,000	2,385,884
雑入	第三者納付金	264,729,000	244,238,216
	返納金	1,000	38,391,647
	雑入	3,466,000	458,325
合 計		253,609,419,000	255,888,786,042 ①

歳出 単位:円			
項	目	予算額	決算額
総務管理費	一般管理費	448,320,000	387,438,391
療養諸費	療養給付費	241,202,598,000	235,781,291,828
	訪問看護療養費	821,654,000	773,734,315
	移送費	1,000	0
	審査支払手数料	541,008,000	541,007,536
高額療養諸費	高額療養費	2,315,720,000	1,978,816,685
	高額介護合算療養費	150,000,000	145,191,479
その他医療給付費	葬祭費	941,200,000	941,200,000
県財政安定化基金拠出金	県財政安定化基金拠出金	223,770,000	223,689,231
特別高額医療費共同事業拠出金	特別高額医療費共同事業拠出金	56,863,000	49,317,637
健康保持増進事業費	特別高額医療費共同事業事務費拠出金	200,000	185,310
	健康診査費	482,523,000	466,239,389
医療費適正化推進事業費	その他健康保持増進費	159,896,000	152,957,221
	医療費適正化推進事業費	2,000,000	1,569,645
公債費	利子	16,987,000	0
償還金及び還付加算金	保険料還付金	20,000,000	11,952,950
	還付加算金	100,000	95,100
	償還金	4,185,339,000	4,185,338,997
予備費	予備費	2,041,240,000	0
合 計		253,609,419,000	245,640,025,714 ②

剰余金 ①－②	10,248,760,328
うちH26年度に償還すべき額	6,810,024,844
実質的な剰余金	3,438,735,484

【資料 2】

4 会議事項

(2) 保険料率改定後の状況について

保険料率改定後の状況について

1. 保険料率関係

(単位：円)

	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度	増 減	増 減 (%)
均 等 割	38,239	40,347	2,108	5.51
所 得 割	7.29%	8.10%	0.81%	11.11
限 度 額	550,000	570,000	20,000	

◆被保険者一人当り平均保険料額 全国順位 34位
 “ (H24-25 の伸び率) 全国順位 5位

2. 保険料額関係

(単位：千円)

	平成 26 年度 (保険料試算時)	平成 26 年度 (保険料本算定時)	増 減 (%)
賦 課 総 額	24,140,852	24,254,295	0.47
軽 減 額	6,370,817	6,824,703	7.12
決 定 保 険 料 額	17,770,035	17,429,592	-1.92
被 保 険 者 数	328,979人	328,450人	
一人当たり保険料(軽減後)	53,101円	53,066円	-0.07

3. 保険料軽減額関係

(単位：千円)

	平成 25 年度 (保険料本算定時)		平成 26 年度 (保険料本算定時)		増 減 (%)
	人 数 (人)	金 額	人 数 (人)	金 額	
9 割 軽 減	49,105	1,689,837	49,176	1,785,729	5.67
8.5 割 軽 減	57,494	1,868,445	59,477	2,039,764	9.17
5 割 軽 減	11,750	224,623	29,172	588,515	162.00
2 割 軽 減	29,005	221,807	25,187	203,259	-8.36
被扶養者軽減	45,672	1,571,599	43,597	1,583,137	0.73
合 計	193,026	5,576,311	206,609	6,200,404	11.19
所得割軽減	35,408	357,113	36,500	412,207	15.43
被保険者数	326,783		328,450		0.51

◆5割・2割軽減について、軽減対象拡充により前年度比 77.4%の増となっています。

4. 保険料限度額関係

(単位：千円)

	平成 25 年度 (保険料本算定時)	平成 26 年度 (保険料本算定時)	増 減 (%)
限度額超過対象者 (人)	1,812	2,210	21.96
限 度 超 過 額	1,182,840	1,696,842	43.45

5. 剰余金・財政安定化基金関係

(単位：千円)

	平成 25 年度 (保険料試算時)	平成 25 年度 (決算数値)	増 減 (%)
剰 余 金	9 6 1, 0 0 5	3, 4 3 8, 7 3 5	257.83
財政安定化基金 (県管理)	2, 0 5 7, 3 5 7	2, 0 5 7, 3 5 7	0

6. 医療費関係

◆3月～8月の状況

(単位：千円)

月	平成 25 年度				
	医療費	一人当り 医療費 (円)	医療給付費	一人当り医療 給付費 (円)	被保険者数
3	21,620,537	66,888	19,907,714	61,589	323,237
4	21,655,049	66,955	19,903,010	61,538	323,425
5	21,913,853	67,746	20,172,661	62,363	323,473
6	20,967,736	64,798	19,297,727	59,637	323,585
7	22,363,176	69,096	20,588,390	63,613	323,652
8	21,264,107	65,674	19,574,713	60,456	323,782
計	129,784,458	401,157	119,444,215	369,196	1,941,154
平均	21,630,743	66,859	19,907,369	61,532	323,525

(単位：千円)

月	平成 26 年度				
	医療費	一人当り 医療費 (円)	医療給付費	一人当り医療 給付費 (円)	被保険者数
3	21,784,793	67,000	20,049,729	61,664	325,145
4	21,658,424	66,606	19,901,079	61,202	325,170
5	22,023,329	67,741	20,278,474	62,374	325,111
6	21,479,325	66,046	19,765,889	60,778	325,216
7	22,286,174	68,474	20,513,176	63,027	325,468
8	21,156,399	64,955	19,482,403	59,815	325,711
計	130,388,444	400,822	119,990,750	368,860	1,951,821
平均	21,731,407	66,803	19,998,458	61,476	325,303

(単位：％)

月	平成 25－26 年度比較		
	一人当り医療 費伸び率	一人当り医療 給付費伸び率	被保険者 伸び率
3	0.17	0.12	0.59
4	－0.52	－0.55	0.54
5	－0.01	0.02	0.51
6	1.93	1.91	0.50
7	－0.90	－0.92	0.56
8	－1.09	－1.06	0.60
計	－0.42	－0.48	3.30
平均	－0.07	－0.08	0.55

後期高齢者医療制度の平成26・27年度の保険料率等

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり 平均保険料額（月額）					年金収入別の保険料額の例（月額）	
	24-25年度		26-27年度		20-21年度	22-23年度	24-25年度	26-27年度（見込）		基礎年金受給者 （年金収入79万円）	平均的な 厚生年金受給者 （年金収入201万円）
	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （％）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	対24-25年度増減 （円 / ％）	26-27年度 保険料額 （円）	26-27年度 保険料額 （円）
全国	43,550	8.55	44,980	8.88	5,283	5,249	5,569	5,668	99 / 1.8	375	4,774
北海道	47,709	10.61	51,472	10.52	5,323	5,415	5,610	5,522	-88 / -1.6	425	5,533
青森県	40,514	7.41	40,514	7.41	3,433	3,322	3,331	3,299	-32 / -1.0	333	4,175
岩手県	35,800	6.62	38,000	7.36	3,260	3,147	3,142	3,343	201 / 6.4	317	4,000
宮城県	40,920	8.30	42,960	8.56	4,445	4,435	4,742	4,898	156 / 3.3	350	4,575
秋田県	39,710	8.07	39,710	8.07	3,168	3,101	3,319	3,205	-114 / -3.4	325	4,258
山形県	39,500	7.52	39,500	7.84	3,291	3,327	3,503	3,496	-7 / -0.2	325	4,200
福島県	40,000	7.76	41,700	8.19	3,833	3,747	3,808	4,005	197 / 5.2	342	4,417
茨城県	39,500	8.00	39,500	8.00	4,226	4,173	4,484	4,519	35 / 0.8	325	4,233
栃木県	42,000	8.54	43,200	8.54	4,173	4,080	4,691	4,622	-69 / -1.5	358	4,583
群馬県	42,700	8.48	43,600	8.60	4,413	4,289	4,762	4,720	-42 / -0.9	358	4,625
埼玉県	41,860	8.25	42,440	8.29	6,322	5,977	6,270	6,269	-1 / 0.0	353	4,487
千葉県	37,400	7.29	38,700	7.43	5,470	5,496	5,537	5,622	85 / 1.5	317	4,058
東京都	40,100	8.19	42,200	8.98	7,223	7,214	7,746	8,092	346 / 4.5	350	4,608
神奈川県	41,099	8.01	42,580	8.30	7,348	7,081	7,430	7,514	84 / 1.1	354	4,498
新潟県	35,300	7.15	35,300	7.15	3,666	3,595	3,626	3,581	-45 / -1.2	292	3,783
富山県	43,800	8.60	43,800	8.60	4,681	4,528	5,041	4,917	-124 / -2.5	358	4,633
石川県	47,520	9.33	47,520	9.33	5,067	4,897	5,310	5,141	-169 / -3.2	396	5,034
福井県	43,700	7.90	43,700	7.90	4,631	4,509	4,619	4,523	-96 / -2.1	358	4,492
山梨県	39,670	7.86	40,490	7.86	3,973	3,873	4,097	4,084	-13 / -0.3	337	4,271
長野県	38,239	7.29	40,347	8.10	3,919	3,957	4,213	4,425	212 / 5.0	333	4,308
岐阜県	40,670	7.83	41,840	7.99	4,659	4,520	4,723	4,761	38 / 0.8	342	4,383
静岡県	37,900	7.39	38,500	7.57	5,037	4,964	5,091	5,081	-10 / -0.2	317	4,075
愛知県	43,510	8.55	45,761	9.00	6,317	6,315	6,664	6,882	218 / 3.3	375	4,850
三重県	39,120	7.55	43,050	8.30	4,196	4,100	4,461	4,708	247 / 5.5	359	4,530
滋賀県	41,704	8.12	44,886	8.73	4,614	4,671	5,180	5,491	311 / 6.0	374	4,738
京都府	46,390	9.12	47,480	9.17	6,016	5,953	6,190	6,152	-38 / -0.6	396	4,999
大阪府	51,828	10.17	52,607	10.41	6,574	6,639	6,999	6,998	-1 / 0.0	438	5,589
兵庫県	46,003	9.14	47,603	9.70	5,984	5,892	6,321	6,392	71 / 1.1	397	5,114
奈良県	44,200	8.10	44,700	8.57	5,308	5,351	5,746	5,963	217 / 3.8	367	4,692
和歌山県	43,271	8.28	44,730	8.55	4,305	4,146	4,264	4,322	58 / 1.4	367	4,692
鳥取県	40,773	7.71	42,480	8.07	4,100	3,976	3,989	4,106	117 / 2.9	350	4,442
島根県	41,520	8.41	43,440	8.53	3,668	3,630	4,006	4,028	22 / 0.6	362	4,602
岡山県	45,000	8.97	46,300	9.15	4,827	4,926	5,166	5,170	4 / 0.1	383	4,917
広島県	43,735	8.35	44,032	8.43	5,143	5,220	5,641	5,568	-73 / -1.3	367	4,621
山口県	47,474	9.45	50,431	10.17	5,531	5,341	5,621	5,784	163 / 2.9	420	5,396
徳島県	48,900	9.51	51,273	10.02	3,830	3,970	4,479	4,628	149 / 3.3	425	5,417
香川県	47,200	8.81	47,200	8.81	5,435	5,226	5,226	5,194	-32 / -0.6	392	4,908
愛媛県	44,194	8.72	45,231	9.05	4,273	4,101	4,458	4,499	41 / 0.9	377	4,825
高知県	51,793	10.35	51,793	10.35	4,471	4,409	4,879	4,781	-98 / -2.0	425	5,517
福岡県	55,045	10.88	56,584	11.47	6,139	6,194	6,566	6,660	94 / 1.4	471	6,066
佐賀県	49,500	9.60	51,800	9.88	4,566	4,466	4,742	4,821	79 / 1.7	425	5,425
長崎県	44,600	8.23	46,800	8.80	4,215	4,124	4,326	4,453	127 / 2.9	383	4,875
熊本県	47,900	9.26	47,900	9.26	4,287	4,299	4,394	4,317	-77 / -1.7	392	5,042
大分県	48,500	9.52	48,500	9.52	4,479	4,385	4,641	4,565	-76 / -1.6	400	5,133
宮崎県	45,500	8.48	48,400	9.08	3,765	3,558	3,893	4,080	187 / 4.8	400	5,033
鹿児島県	48,500	9.05	51,500	9.32	3,782	3,684	3,917	4,038	121 / 3.1	425	5,292
沖縄県	48,440	8.80	48,440	8.80	4,450	4,590	4,884	4,920	36 / 0.8	404	4,989

- 均一保険料率（被保険者均等割額及び所得割率）は、平成26年度・平成27年度とも同じであるが、被保険者一人当たり平均保険料額は、被保険者の所得水準の変更等の影響を受けることから、各年度において異なる額となる。このため、均一保険料率の据置き又は引下げを行った広域連合においても、被保険者一人当たり平均保険料額が増減する場合がある。
- 平成26-27年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。
- 平成20-21年度から平成24-25年度までの保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出。

平成26・27年度の保険料率等

資料2-3

	H26・27年度						H24・25年度		H24・25→H26・27増減比較		
	均等 割額	RNK	所得 割率	RNK	軽減後1人当 り保険料額 (年額)	RNK	軽減後1人当 り保険料額 (年額)	RNK	対24-25年 度増減 (円)	対24-25年 度増減 (%)	RNK
北海道	51,472	06	10.52	02	66,264	13	67,320	12	-1,056	-1.57	40
青森県	40,514	38	7.41	45	39,588	46	39,972	45	-384	-0.96	36
岩手県	38,000	46	7.36	46	40,116	45	37,704	47	2,412	6.40	01
宮城県	42,960	31	8.56	26	58,776	21	56,904	23	1,872	3.29	10
秋田県	39,710	41	8.07	36	38,460	47	39,828	46	-1,368	-3.43	47
山形県	39,500	42	7.84	42	41,952	44	42,036	44	-84	-0.20	31
福島県	41,700	37	8.19	34	48,060	42	45,696	42	2,364	5.17	04
茨城県	39,500	42	8.00	38	54,228	31	53,808	29	420	0.78	24
栃木県	43,200	29	8.54	28	55,464	28	56,292	26	-828	-1.47	39
群馬県	43,600	27	8.60	23	56,640	25	57,144	22	-504	-0.88	35
埼玉県	42,440	34	8.29	33	75,228	07	75,240	07	-12	-0.02	29
千葉県	38,700	44	7.43	44	67,464	11	66,444	13	1,020	1.54	17
東京都	42,200	35	8.98	18	97,104	01	92,952	01	4,152	4.47	07
神奈川県	42,580	32	8.30	31	90,168	02	89,160	02	1,008	1.13	20
新潟県	35,300	47	7.15	47	42,972	43	43,512	43	-540	-1.24	37
富山県	43,800	25	8.60	23	59,004	20	60,492	19	-1,488	-2.46	45
石川県	47,520	14	9.33	10	61,692	17	63,720	14	-2,028	-3.18	46
福井県	43,700	26	7.90	40	54,276	30	55,428	28	-1,152	-2.08	44
山梨県	40,490	39	7.86	41	49,008	38	49,164	37	-156	-0.32	32
長野県	40,347	40	8.10	35	53,101	34	50,551	36	2,550	5.04	05
岐阜県	41,840	36	7.99	39	57,132	24	56,676	25	456	0.80	23
静岡県	38,500	45	7.57	43	60,972	18	61,092	18	-120	-0.20	30
愛知県	45,761	19	9.00	17	82,584	04	79,968	04	2,616	3.27	11
三重県	43,050	30	8.30	31	56,496	26	53,532	31	2,964	5.54	03
滋賀県	44,886	21	8.73	22	65,892	14	62,160	16	3,732	6.00	02
京都府	47,480	15	9.17	13	73,824	08	74,280	08	-456	-0.61	34
大阪府	52,607	02	10.41	03	83,976	03	83,988	03	-12	-0.01	28
兵庫県	47,603	13	9.70	08	76,704	06	75,852	06	852	1.12	21
奈良県	44,700	23	8.57	25	71,556	09	68,952	09	2,604	3.78	08
和歌山県	44,730	22	8.55	27	51,864	35	51,168	35	696	1.36	19
鳥取県	42,480	33	8.07	36	49,272	37	47,868	39	1,404	2.93	14
島根県	43,440	28	8.53	29	48,336	41	48,072	38	264	0.55	26
岡山県	46,300	18	9.15	14	62,040	16	61,992	17	48	0.08	27
広島県	44,032	24	8.43	30	66,816	12	67,692	10	-876	-1.29	38
山口県	50,431	08	10.17	05	69,408	10	67,452	11	1,956	2.90	15
徳島県	51,273	07	10.02	06	55,536	27	53,748	30	1,788	3.33	09
香川県	47,200	16	8.81	19	62,328	15	62,712	15	-384	-0.61	33
愛媛県	45,231	20	9.05	16	53,988	32	53,496	32	492	0.92	22
高知県	51,793	04	10.35	04	57,372	23	58,548	21	-1,176	-2.01	43
福岡県	56,584	01	11.47	01	79,920	05	78,792	05	1,128	1.43	18
佐賀県	51,800	03	9.88	07	57,852	22	56,904	23	948	1.67	16
長崎県	46,800	17	8.80	20	53,436	33	51,912	34	1,524	2.94	13
熊本県	47,900	12	9.26	12	51,804	36	52,728	33	-924	-1.75	42
大分県	48,500	09	9.52	09	54,780	29	55,692	27	-912	-1.64	41
宮崎県	48,400	11	9.08	15	48,960	39	46,716	41	2,244	4.80	06
鹿児島県	51,500	05	9.32	11	48,456	40	47,004	40	1,452	3.09	12
沖縄県	48,440	10	8.80	20	59,040	19	58,608	20	432	0.74	25
全 国	44,980		8.88		68,014		66,833		1,181	1.77	

※均等割額は引上げが34広域連合、据え置きが13広域連合。

所得割率は引上げが32広域連合、据え置きが14広域連合、引き下げが1広域連合。

一人当たり保険料額は上昇が27広域連合、低下が20広域連合。

平成25年4月～平成26年3月(年間) 国民健康保険・後期高齢者医療 医療費速報

都道府県別 医療費（被保険者1人当たり）（市町村国保・後期高齢者）

（単位：円）

	市町村計		うち前期高齢者		うち退職者等		後期高齢者			
		対前年比		対前年比		対前年比			対前年比	
全国平均	321,378	3.0	495,952	1.6	366,826	1.9	919,610	RNK	1.3	RNK
北海道	363,062	3.5	526,988	2.3	420,496	2.7	1,085,333	03	1.3	31
青森県	304,524	3.8	449,135	1.1	364,188	0.2	804,926	40	0.9	40
岩手県	334,191	3.8	454,579	1.8	385,169	4.5	755,759	46	1.9	09
宮城県	318,951	▲ 2.4	495,962	▲ 4.3	377,260	▲ 4.6	820,768	36	▲ 0.5	47
秋田県	354,265	4.7	489,528	2.7	357,542	4.0	796,780	42	1.5	25
山形県	330,958	3.1	455,209	1.8	359,936	▲ 0.9	797,522	41	1.8	13
福島県	320,051	1.3	464,083	▲ 0.1	359,003	1.3	822,948	34	0.4	46
茨城県	279,448	3.1	422,059	1.3	332,030	1.7	822,380	35	2.0	05
栃木県	291,510	3.7	446,376	2.0	332,573	1.3	815,256	38	1.7	14
群馬県	295,765	2.5	432,768	0.8	335,210	2.9	849,597	30	1.9	06
埼玉県	293,053	3.4	464,281	2.1	342,215	3.3	838,982	33	0.9	39
千葉県	290,271	3.6	456,823	1.9	333,771	5.9	786,558	44	1.4	26
東京都	287,357	2.7	515,761	2.1	352,695	0.7	902,458	24	1.3	30
神奈川県	303,180	3.3	494,097	2.1	346,423	▲ 0.3	849,339	31	1.2	33
新潟県	331,070	3.0	462,170	0.6	354,940	2.9	740,640	47	1.4	27
富山県	346,091	3.0	428,102	1.3	408,538	6.7	867,042	29	2.4	01
石川県	364,944	2.4	516,332	▲ 0.0	409,671	1.4	991,057	13	1.0	38
福井県	348,922	3.7	500,486	1.6	388,815	1.5	899,328	25	1.0	36
山梨県	306,330	3.4	481,359	3.1	334,769	1.0	819,960	37	0.8	42
長野県	312,135	3.8	453,745	2.7	332,342	3.2	792,450	43	1.5	23
岐阜県	321,306	3.7	488,172	2.2	384,428	1.7	843,608	32	2.0	03
静岡県	308,488	3.9	460,472	2.7	332,840	1.7	784,228	45	1.5	20
愛知県	295,909	2.7	434,175	1.2	380,327	2.5	925,521	19	1.8	12
三重県	330,041	3.6	474,064	2.1	341,480	1.2	809,050	39	1.5	22
滋賀県	321,936	3.9	484,706	1.7	351,302	2.8	909,200	22	1.8	11
京都府	332,977	4.2	527,537	2.7	370,344	4.5	988,482	14	1.5	24
大阪府	328,544	3.2	550,713	1.7	378,920	0.7	1,047,535	07	1.0	35
兵庫県	337,252	2.9	510,609	1.2	368,819	2.2	973,581	16	1.9	08
奈良県	320,614	2.8	484,408	1.3	348,089	0.2	911,341	21	1.9	07
和歌山県	321,937	2.3	487,210	1.0	350,786	2.6	897,272	26	0.6	44
鳥取県	347,604	2.8	495,475	1.1	350,048	▲ 0.9	878,752	27	1.5	21
島根県	395,846	3.4	511,343	1.4	371,358	4.9	873,722	28	2.2	02
岡山県	374,870	3.6	538,891	2.7	398,347	2.0	959,294	17	1.6	17
広島県	379,373	2.4	543,791	0.4	407,392	0.6	1,053,721	05	0.7	43
山口県	396,522	3.1	524,242	1.9	381,224	3.8	1,022,702	09	1.6	15
徳島県	371,799	2.5	493,945	1.5	386,432	1.8	982,623	15	1.6	18
香川県	389,872	3.0	554,852	1.4	388,211	3.3	958,521	18	1.8	10
愛媛県	351,881	2.9	503,921	0.8	362,842	1.0	924,726	20	0.9	41
高知県	375,822	4.1	548,558	2.2	392,825	6.8	1,117,466	02	1.4	28
福岡県	346,345	2.1	528,561	0.6	402,152	1.2	1,170,657	01	1.1	34
佐賀県	382,874	3.6	576,159	2.1	416,205	2.2	1,049,445	06	1.0	37
長崎県	380,705	2.7	594,762	0.3	406,870	▲ 0.3	1,071,070	04	1.4	29
熊本県	354,486	3.5	538,607	1.7	384,705	3.0	1,018,569	11	1.6	16
大分県	386,105	3.3	556,329	1.9	397,123	▲ 2.3	1,011,317	12	0.5	45
宮崎県	339,482	4.2	510,218	1.4	363,582	2.4	907,646	23	1.3	32
鹿児島県	379,517	3.5	559,995	2.4	383,803	2.3	1,032,827	08	1.5	19
沖縄県	277,076	3.6	556,527	1.9	347,940	2.2	1,020,820	10	2.0	04

1位	396,522	山口県	594,762	長崎県	420,496	北海道	1,170,657	福岡県
2位	395,846	島根県	576,159	佐賀県	416,205	佐賀県	1,117,466	高知県
3位	389,872	香川県	559,995	鹿児島県	409,671	石川県	1,085,333	北海道
45位	287,357	東京都	432,768	群馬県	332,573	栃木県	784,228	静岡県
46位	279,448	茨城県	428,102	富山県	332,342	長野県	755,759	岩手県
47位	277,076	沖縄県	422,059	茨城県	332,030	茨城県	740,640	新潟県
1位/47位	1.43倍		1.41倍		1.27倍		1.58倍	

被保険者数・医療費・医療給付費の推移

(12カ月換算)

資料 2－5

		H18実績	H19実績	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26見込	H27見込
被保険者数	(人)	311,387	298,880	301,177	306,556	311,637	316,130	320,453	323,876	326,844	331,113
A	伸び率	－	0.960	1.008	1.018	1.017	1.014	1.014	1.011	1.009	1.013
一人当たり医療費	(円)	687,605	715,863	721,809	745,110	770,558	783,039	787,242	799,453	824,819	841,607
B	伸び率	－	1.041	1.008	1.032	1.034	1.016	1.005	1.016	1.032	1.020
総医療費	(千円)	214,111,184	213,957,032	217,392,149	228,417,999	240,134,521	247,542,158	252,274,068	258,923,556	269,587,141	278,667,018
C=(A×B)	伸び率	－	0.999	1.016	1.051	1.051	1.031	1.019	1.026	1.041	1.034
一人当たり給付費	(円)	628,869	653,630	652,703	682,196	707,820	719,647	724,820	736,030	760,483	776,467
D	伸び率	－	1.039	0.999	1.045	1.038	1.017	1.007	1.015	1.033	1.021
医療給付費	(千円)	195,821,520	195,356,970	196,579,054	209,131,426	220,583,026	227,501,856	232,270,854	238,382,358	248,559,344	257,098,191
E=(A×D)	伸び率	－	0.998	1.006	1.064	1.055	1.031	1.021	1.026	1.043	1.034
備考									(試算時) ★一人当り医療費 807,559円 ★一人当り給付費 743,326円	医療給付費 ★総医療費× 0.922 (広域試算)	医療給付費 ★総医療費× 0.9226 (広域試算)

保険料率の算定

資料 2－6

(1) 保険料率算定時の保険料収入必要額算出基礎数値 (単位: 千円)

		平成24・25年度 (保険料試算時の基礎数値)	平成26・27年度 (保険料試算時の基礎数値)	増 減	増減率
費用	1 給付費等総額	497,268,205	505,657,536	8,389,331	1.69%
	2 財政安定化基金拠出金 (拠出率)	447,541 (1万分の9)	222,489 (10万分の44)	-225,052 (10万分の46)	-50.29%
	3 特別高額医療共同事業拠出金	104,803	140,027	35,224	33.61%
	4 保健事業に要する費用	975,453	970,003	-5,450	-0.56%
	5 審査支払手数料	1,052,095	1,125,900	73,805	7.02%
	6 その他(葬祭費)	1,855,800	2,101,100	245,300	13.22%
	費用計 (I)	501,703,897	510,217,055	8,513,158	1.70%
収入	1 国庫負担金	121,346,384	123,139,678	1,793,294	1.48%
	2 調整交付金	43,797,244	44,453,620	656,376	1.50%
	3 都道府県負担金	41,816,622	42,521,012	704,390	1.68%
	4 市町村負担金	39,764,881	40,309,333	544,452	1.37%
	5 後期高齢者交付金(支援金)	206,416,032	209,544,483	3,128,451	1.52%
	6 特別高額医療共同事業交付金	96,814	94,841	-1,973	-2.04%
	7 その他	252,699	250,338	-2,361	-0.93%
	8 剰余金	2,858,216	961,005	-1,897,211	-66.38%
	9 財政安定化基金	1,327,270	898,425	-428,845	-32.31%
	収入計 (II)	457,676,162	462,172,735	4,496,573	0.98%
保険料収納必要額 (I-II)		44,027,735	48,044,320	4,016,585	9.12%
予定保険料収納率		99.47%	99.54%	0.07%	0.07%
賦課必要額		44,262,325	48,266,346	4,004,021	9.05%
保険料算定に用いる被保険者数		648,214人	657,957人	16,544人	2.62%

(2) 賦課必要額に基づく算出保険料率

	平成24・25年度	平成26・27年度	増 減	増減率
均等割額	38,239	40,347	2,108	5.51%
所得割率	0.0729	0.0810	0.0081	11.11%
賦課限度額	550,000	570,000	20,000	3.64%

(3) 保険料見込額

賦課総額	厚生労働省指定 保険料額実績値 (H24・25実態調査に 基づく1人当たり保険	48,266,346	—	—
軽減額		13,312,219	—	—
決定保険料額		34,954,127	—	—
1人当たり保険料(軽減後)	50,551	53,101	2,550	5.04%

【資料 3】

4 会議事項

（3）医療費適正化へ向けた取組について

医療費適正化に向けた取組

超高齢社会の進展により、本県における被保険者数は毎年4,000人を上回る規模で増加を続けている。加えて、一人当たり医療費の伸び率が著しい状況に鑑み、その伸びを適正なものとするため、罹患率の高い循環器系疾患などを主体に医療費の適正化に向けた取組を進めるものとする。

1 新規・拡大事業

(1) 歯科検診事業(新規事業) 27年度開始

○口腔環境を改善し、誤嚥性肺炎、あるいは、歯周病に起因する疾病全般の予防に資する目的で、口腔衛生状態、咬合、歯科疾患、嚥下機能等の検査を実施する。

○広域連合が事業主体となって、歯科検診を新たに実施するもの。
対象は、75歳到達の新規被保険者(約24,000人)

目標
健康診査の受診率を目標値とする

(2) 重複頻回受診者訪問事業(拡大事業) 25年度開始

○保健師の訪問により、適正受診促進のための指導を行う。
・民間事業者に委託して実施
(25年度:[株]ベネフィットワン・ヘルスケア、26年度:[株]全国訪問健康指導協会)

○平成25年度に開始したモデル事業の対象者及び対象地域を拡大する。
対象者選定要件 次のいずれかの要件に該当する者
・2か月連続して同一疾病でレセプトが3枚以上の者
・2か月連続して同一医療機関で受診が15回以上の者
・2か月連続してレセプトが5枚以上の者

○25年度事業の効果測定を平成26年度に取りまとめる。

項目	目標	25年度	26年度	27年度
対象者	累計 681名	81名	300名	300名
地区	-	モデル実施 (長野・松本)	中南信	東北信

(3) 医療費通知(拡大事業) 23年度開始

○健康に関する認識を深め、保険事業の健全運営に資するため実施する。

○年間3回通知を送付している。

27年度から対象者要件を緩和し、対象者を拡大する。

従前対象 ①高額療養費の支給対象者(入院及び特定疾病の者を除く)
②月に10回を超える施術受療者

目標
毎年3回(7月・11月・3月)通知する

2 継続事業

(1) 健康診査事業

- 被保険者の健康の保持・増進、また、疾病の重症化予防を目的に実施する。
- 事業の実施主体は市町村で、広域連合は実施市町村に対し補助金を交付するもの。
- 被保険者証送付用封筒(年齢到達時及び定期更新時)に啓発文を印刷し、年齢到達による新規被保険者向けの制度案内小冊子にも啓発記事を掲載することで、受診を喚起している。

目標	26年度
受診率を国の目標値とする	26%

(2) ジェネリック医薬品差額通知（24年度開始）

- 患者負担の軽減及び保険財政の改善を目的に実施する。
- 年1回実施（切替効果のデータ検証）
 - 対象 ・6月の院外処方調剤分で、1薬剤につき200円以上の減額が見込める者
 - 方法 ・9月に通知を発送し、9月調剤実績と11月調剤実績を比較し、年間効果額を積算
- 被保険者証送付用封筒(年齢到達時及び定期更新時)に啓発文を印刷し、年齢到達の新規被保険者にはジェネリック医薬品相談カードを同封している。

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	目標
通知数	1.3万通	1.3万通	1.3万通	1.3万通	1.3万通	累計 6.5万通
効果額	1.6千万円 以上	1.6千万円 以上	1.6千万円 以上	1.6千万円 以上	1.6千万円 以上	累計 8千万円超

※平成25年度実績から通知数は13,000通、年間ベースの効果額は1,600万円それを基に30年度までの目標値を設定したもの。

(3) 市町村との意見交換（24年度開始）

- 広域連合と市町村間で制度運営に係る情報の共有化を図る。(26年度は27市町村を予定)
- 事務・事業の取組方や医療費動態に差異があることを受け、実態把握をするとともに、健康診査事業の受診率向上等、事業の積極的な取組に向け、意見交換を行う。

3 今後の研究目標

(1) 保健事業等

- 保健事業、長寿・健康増進事業の市町村における取組状況とその事業効果を把握する。
- 他の保険者(健保組合等)や他都道府県広域連合の保健事業の取組を研究する。
(参考・表30、31)

(2) 疾病分類の分析

- 当面データのある長野市、松本市を対象に、レセプトのデータと健診データの分析を行う。
(今後は順次KDBシステムを活用)
・健康課題の把握、疾病別医療費分析により効果的な保健事業を展開し、検証を行う。

(3) その他

- 重複頻回受診者訪問事業における併用禁忌指導(薬剤師同行)
- ジェネリック医薬品差額通知対象者の追跡調査

【資料 4】

4 会議事項

（４）保健事業計画（データヘルス計画）について

保健事業計画（データヘルス計画）について

1 経過

平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 141 号において「高齢者医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針（以下、「指針」とする）が公表され、本年 4 月 1 日から適用されることとなった。

そして、厚生労働省第 13 号「高齢者医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針について」が通知された。これにより、国保と同様に平成 26 年度中に計画の策定が必要となる（ただし、法必置ではない）。

2 スケジュール（予定）

日 程	内 容
平成 26 年 5 月～11 月	医療費分析（レセプト、各種データ等※別紙参照）
12 月	医療費分析等を基にした素案作成 国保連の「保健事業支援・評価委員会」へ助言の申請
平成 27 年 1 月～3 月	素案を基に市町村との協議の場（意見交換会）の実施
4 月	市町村に対し、保健事業実施計画（概要）の公表
6 月	幹事会に報告
7 月	全員協議会、臨時議会において公表

3 課題

今後の保健事業計画を策定する上での課題として、以下のことが考えられる。

①医療費分析…保健事業計画は、データ分析の上に策定することとされているが、この計画策定の前提条件の K D B システムが、完全に後期高齢者用にできていないこと。このことにより、長野県の特徴の疾病等の分析をして、医療費を抑制するための効果的な新規事業が考えられないこと。

また、K D B システムにはレセプト情報と健診データが必須となるが、現在のところ、健診事業については、市町村の独自の方法で実施していただいているため、全市町村データが国保連に入力されていないこと（当広域連合の補助要綱では、補助対象としている）。

②専門的な知識を有する保健師…効率的かつ効果的な保健事業を提供するためには、データ分析と保健事業の深い知識を有した保健師が必須であるが、現在のところ、広域連合に居ないこと。

③国保連の支援…指針にも明記されている、国保連の支援体制（計画策定の助言、データ分析等する保健師の派遣、医療費分析の高齢者の特性を踏まえたデータ提供）が現在のところ確立されていないこと。

④市町村との協議の場の実施…指針において、市町村との協力の上、策定することと

なっており、当広域連合においては、市町村後期担当職員（事務職）と保健師同席の意見交換をする場を開催したいが、77全市町村との協議をどのように実施するか検討中である。

4 現在の状況

上記の課題の解決に向けて、課題①については、現在、月1回程度、国保連と開催している会議で協同し医療費分析を引き続き行っていく。

課題②については、保健師の雇用をするよう、ハローワーク等を活用し雇用の確保に努める。

課題③については、国と国保中央会の動向に注視し、必要に応じて要望等していく。

課題④においては、指針にも記載されているとおり、協力体制の確立が必要であるので、広域連合としては、今後、例えば、市町村をブロック単位に区切り、市レベル（または、幹事会市）の後期担当職員に核となっただき、ブロック単位での意見集約等を広域連合職員と協力で行っていただく等、ワーキンググループ的な協議の場を設けていきたいと考えている。

また、現在のところ、新規事業としては、国が示した「歯科健診事業」の実施を平成27年度から実施したいと考えており、順次、市町村・国保連と協同し新規事業の展開ができるようにしていきたい。この「歯科健診事業」については、次の報告事項において、詳細の説明をする。

保健事業計画（データヘルス計画）について

●全体の方向性の検討

	考え方	分析内容等	参照資料	発行元
各種調査結果	・ 広域連合の健康課題を把握するため、全国・都道府県別等の比較をするための情報収集	・ 全国的な医療費の動向 ・ 都道府県ランキング ・ 高齢者の健康状態、健康不安 ・ 生活習慣、社会活動等 ・ 経済状況、世帯状況等	平成 2 4 年度国民健康・栄養調査 平成 2 5 年度国民生活基礎調査 平成 2 3 年度患者調査 平成 2 4 年度医療給付実態調査 医療費の地域差分析	厚労省 健康局 厚労省 統計情報部 厚労省 統計情報部 厚労省 保険局調査課 厚労省 保険局調査課
都道府県計画等	・ 高齢者の保健事業の参考となる現状分析の収集 ・ 市町村既存計画の取組を参照	・ 人口推移、高齢化率等 ・ 平均寿命、健康寿命 ・ 死因 ・ 高齢者の健康状態、健康不安等 ・ 取組内容	・ 県健康増進計画 ・ 県高齢者保健福祉計画 ・ 県医療費適正化計画 ・ 主要な市町村の計画	県 市町村

●各種データ分析等

医療費データ	・ 健康課題の明確化のため、疾病構造等の全体像の把握 ・ 医療費が高額となっている疾病で、予防可能なもの事業対象とするか検討 ・ ターゲットとする疾病、対象群の選定・優先順位付け等	・ 医療費の規模（総額、1 人当たり医療費） ・ 医療費の推移、伸び率 ・ 疾病統計（疾病別医療費、大中細小分類等） ・ 高額医療費の内容（〇万円以上、上位〇位等）	医療給付実態調査 政府統計（e - s t a t）	厚労省
--------	--	---	-------------------------------	-----

【資料 5】

4 会議事項

（5）健康診査事業（歯科健康診査）について

健康診査事業（歯科健康診査）について

平成26年3月31日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長名通知「平成26年度後期高齢者医療制度事業の実施について」により、健康診査事業に新たに「被保険者に対する歯科健康診査」が追加されたのを受け、平成27年度から実施したい。

1 主旨

口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげるため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科健診を実施する。

2 実施方法等

(1) 実施形態

長野県歯科医師会へ広域連合から業務委託をする広域連合の直営事業

(2) 実施対象者

前年度中に75歳になった者（基準日：平成27年7月1日（予定））
（見込者数：23,000人 内受診者見込み数：3,000～4,000人程度）

(3) 実施期間

広域連合が定めた期間（予定：平成27年8月1日から11月30日まで）
基準日：平成27年7月1日（予定）

(4) 健診項目【予定】

長野県歯科医師会との協議中

- ①歯の状態の確認（現在有している歯、喪失している歯の確認）
- ②口腔衛生状態の確認（舌苔や口腔乾燥の状態等を確認）
- ③歯周疾患の有無
- ④咬合状態の確認
- ⑤嚥下機能の検査（物を飲み込む力の確認）

(5) 実施場所

- ・県歯科医師会に所属している歯科医院
- ※県歯科医師会に所属していない歯科医院に対しての対応は検討中

(6) 健診料金

被保険者は無料（窓口での支払いなし）

(7) 事業費概算（被保険者見込み数：24,000人（予備含む）、受診者数4,000人）

項 目	単 価	金 額	備 考
①健診費用	@5,000円×4,000人	20,000,000円	
②健診データ入力費用	@200円×4,000人	800,000円	
③事務連絡送付費	@240円×2回×900医院	432,000円	※1
④振込手数料	@630円×900医院	567,000円	※2
⑤健診票等印刷費		410,400円	※3
	@380円×1,000冊	380,000円	
・消費税	8%	30,400円	
⑥歯科健診冊子印刷製本費		495,072円	
・通知文（ご案内）	@9円×24,000人	216,000円	※4
・封入、封緘作業	@2.0円×24,000人	48,000円	
・封筒代	@8.10円×24,000人	194,400円	
・消費税	8%	36,672円	
⑦郵送代	@82円×24,000人	1,968,000円	
合 計		24,672,472円	

※1：県歯科医師会から歯科医院（郡歯科医師会経由）へ健診票等の送付料（送付と提出のため2回）

※2：県歯科医師会から歯科医院（郡歯科医師会経由）へ

※3：4枚複写（被保険者用、歯科医院用、県歯科医師会用、広域連合用）

※4：健診内容、問診票

※①から④を県歯科医師会へ業務委託、⑤から⑦を広域連合で実施（⑤、⑥事業者へ業務委託）

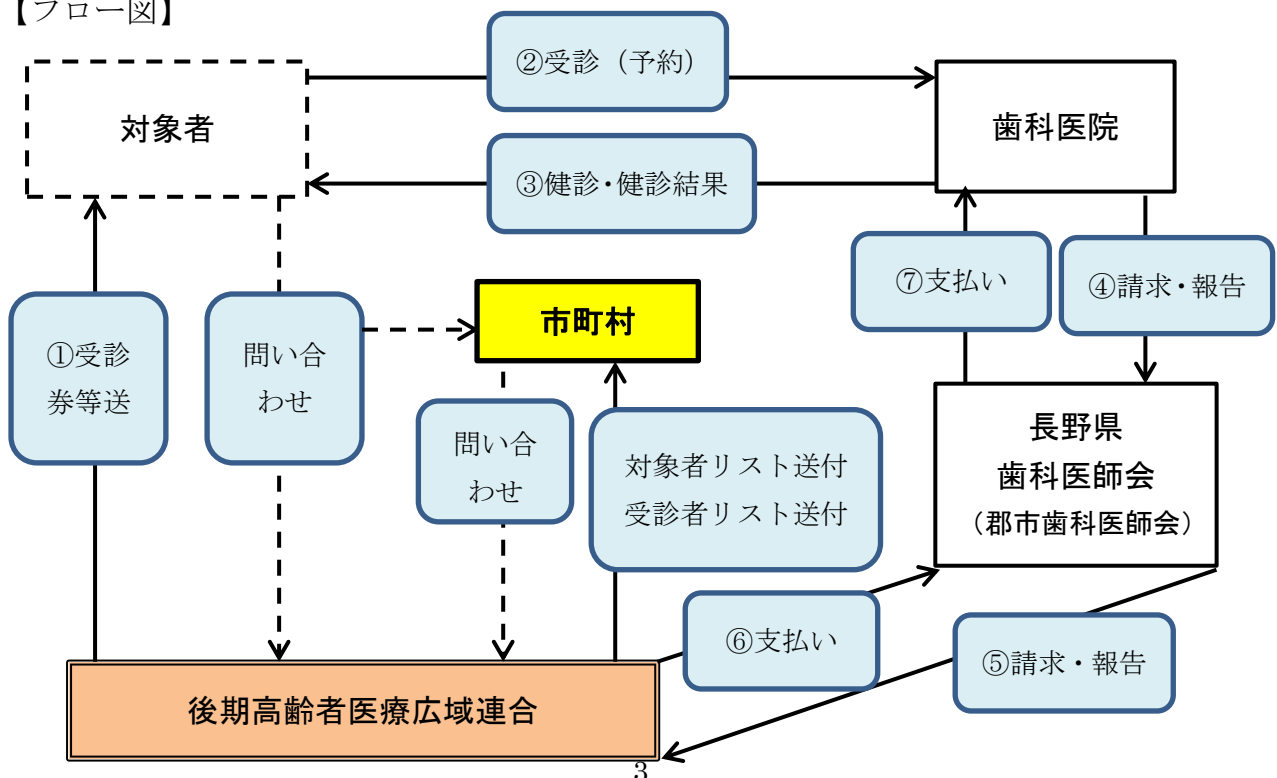
(8) 実施方法（フロー）

●広域連合

- ・受診券（案内状、問診票）を対象者へ送付
- ・市町村へ歯科健診通知発送の連絡と受診対象者リストの送付

- ・健診票（複写式）を県歯科医師会へ送付
- ・受診者の報告
- ・県歯科医師会へ支払い
- 県歯科医師会（郡歯科医師会へ取りまとめを依頼）
 - ・広域連合へ県歯科医師会登録医院の報告
 - ・歯科医院へ健診票の送付
 - ・歯科医院からの健診結果の報告と結果入力後、報告と請求
 - ・歯科医院へ支払い
- 歯科医院
 - ・県歯科医師会から健診票の受理
 - ・対象者から受診予約
 - ・歯科健康診査の実施（当日、結果を対象者へ報告）
 - ・歯科健康診査の結果を県歯科医師会へ報告と請求
- 対象者
 - ・広域連合からの受診券等により、歯科医院に歯科健康診査の受診予約
 - ・歯科健康診査の受診後、歯科健康診査の結果受理
- 市町村
 - ・被保険者からの問い合わせ対応
 - ・広域連合から、対象者リストと受診者リストの収受

【フロー図】



(9) 財源

国庫補助率＝1／3、基準単価：3,030円

広域連合＝2／3

5 今後の予定

県歯科医師会と事務処理の確定と事業費予算の確定をする。

また、県歯科医師会に所属していない歯科医院に対しての方法等検討すべき課題がある。

【資料 6】

4 会議事項

（6）医療費適正化事業について

医療費適正化事業について

1 重複・頻回受診者等訪問指導業務について

(1) 概要

療養上の日常生活指導及び受診に関する指導並びに服薬指導等の適切な訪問指導を行うことにより、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

平成25年度は長野市・松本市で81人を対象として試験的に実施した。今年度は中・南信に範囲を広げて本格的に実施するもの。

(2) 訪問指導対象者の抽出条件

中・南信から下記条件で候補者1000人程度を抽出

重複受診者・・・二ヶ月連続で同一疾病レセプトが3枚以上

頻回受診者・・・二ヶ月連続で同一医療機関で受診が15回以上

その他・・・・二ヶ月連続してレセプトが5枚以上

(3) 委託先

株式会社 全国訪問健康指導協会

指名競争入札（平成26年6月4日実施）にて決定。

単価契約 10,584円/回

訪問指導実施見込人数 300人×2回（延べ600人）

(4) 業務の内容

- ・レセプト内容による候補者の抽出・・・・・・・・・・7月
- ・電話番号調査等による候補者の絞り込み・・・・・・・・8月～9月
- ・連絡先調査及び訪問指導対象者の最終決定・・・・・・9月中旬
- ・市町村への対象者通知と確認・・・・・・・・・・9月中旬
- ・趣旨説明通知作成及び発送並びに訪問日程の調整・9月下旬～11月
- ・訪問指導の実施（1人2回）・・・・・・・・・・1回目 10月～11月
2回目 1月～2月
- ・訪問指導票の作成・・・・・・・・・・～3月下旬
- ・訪問指導結果報告書作成（集計・分析・評価等）・・～3月下旬

(5) 効果分析

国保連合会に平成 25 年度実施分の効果分析を委託する。

指導後 3 ヶ月（平成 26 年 4 ～ 6 月）のレセプト調査

重複受診者：同一疾病のレセプトが平均 1 枚以上減少

頻回受診者：同一医療機関で受診が 5 回以上減少

その他：レセプトが 2 枚以上減少

以上の条件に当てはまる人数・割合等を調査する（予定）

2 ジェネリック医薬品利用差額通知について

(1) 概要

ジェネリック医薬品への切替によって減額できる自己負担額を通知することによって、切替を促進するもの。平成 24 年度から実施している。

(2) 対象者

平成26年 6 月の院外処方調剤分で、1 薬剤につき200円以上の減額が見込まれる者。

18,394人

（平成26年 6 月末被保険者数 325,216人 5.66%）

※参考

年度	対象人数	被保険者数	対象人数割合
平成24年	13,673	319,665	4.28%
平成25年	13,076	323,585	4.04%

(3) 対象薬剤

生活習慣病（高血圧症、糖尿病、高脂血症等）や慢性疾患等への効果を持つ医薬品

※悪性新生物系、精神疾患系は除く。

(4) 発送日

平成26年 9 月29日

(5) その他

- ・被保険者からの問い合わせ対応：国保中央会（フリーダイヤル）
- ・10月以降の院外処方調剤分について、ジェネリック医薬品への切り替えの効果データを検証する。

3 医療費通知について

(1) 概要

一定期間にかかった医療費の明細を送付することにより、被保険者に受診した医療費の全体を認識してもらうとともに、受診履歴を確認することで適正な受診を促すもの。

(2) 対象者

- ・高額療養費を支給した方（入院、特定疾病の対象者を除く）
- ・対象診療月に柔道整復、はりきゅう、あんま・マッサージの施術のいずれかを1ヵ月10回以上受けた方

(3) 送付時期と内容

- 1回目 7月29日（平成25年12月～平成26年3月診療月分）34,590通
- 2回目 11月28日（平成26年4月～7月診療月分）
- 3回目 3月31日（平成26年8月～11月診療月分）

(4) 来年度以降の実施について

対象者の範囲を拡大して実施したい。

4 医療保険と介護保険の給付情報を突合した情報を活用したレセプト点検の実施について

(1) 概要

医療費の適正化を図るため、介護保険と重複して支出されているレセプト等を抽出し、過誤処理を行うもの。平成25年1月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長名で実施の依頼があり、当広域連合においても平成25年度から実施している。

(2) 点検業務

長野県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムから提供される医療保険と介護保険の給付情報を突合した情報を活用するレセプト点検を行う。

(3) 点検内容

別添「点検項目一覧」のとおり

※区分4については現在未実施

(4) 過誤処理

点検結果による給付の取り下げ（過誤処理）は保険者（長野県後期高齢者医療広域連合）からの依頼により長野県国民健康保険団体連合会を通じてレセプト返戻する。

疑義が生じた場合は、本広域連合から関係機関（各医療機関、調剤薬局等）に確認する。

(5) レセプト返戻件数

平成26年4月返戻	平成25年10月診療	10件（区分3のみ）	68,200円
5月返戻	11月診療	10件（区分3のみ）	74,600円
6月返戻	12月診療	14件（区分3のみ）	83,700円
7月返戻	平成26年1月診療	6件（区分3のみ）	23,300円
8月返戻	2月診療	11件（区分3のみ）	35,300円
9月返戻	3月診療	10件（区分3のみ）	38,100円

(6) その他

- ・ 突合区分4の訪問看護等についてはリストに抽出されないため、現在突合は行っていない。国保連にリスト化を依頼し、27年度からの突合実施を予定している。

点検項目一覧

突合区分※		突合する情報内容		
		介護情報	医療情報	
3	要介護認定者（認定有効期間内）に対し、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料（医療）ほかが請求されている。	要介護（要支援）被保険者	医 科	・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 【入院中の患者以外の患者で急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションが必要な患者に限っては可】 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 【入所中の患者で末期の悪性腫瘍の患者に限っては可】 ・在宅患者訪問栄養食事指導料 ・在宅患者連携指導料
			歯 科	・訪問歯科衛生指導料 【入院・入所中の患者は可】 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 【入所中の患者で末期の悪性腫瘍の患者に限っては可】 ・在宅患者連携指導料
			調 剤	・在宅患者訪問薬剤管理指導料 【入所中の患者で末期の悪性腫瘍の患者に限っては可】
4	訪問看護（介護）と訪問看護基本療養費（Ⅰ）（医療）が重複請求されている。	訪問看護、介護予防訪問看護	・在宅患者連携指導加算 【同一月において、介護保険による訪問看護を受けておらず、末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である場合に限っては可】 ・訪問看護情報提供療養費	
6	介護老人福祉施設（介護）・在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療）が重複請求されている。	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護福祉施設	・在宅患者訪問薬剤管理指導料 （医科・歯科・調剤） 【入所中の患者で末期の悪性腫瘍の患者に限っては可】	

7	介護老人福祉施設（介護）と訪問歯科衛生指導料（医療）が同月に請求されている。	短期入所療養介護（老健）、短期入所療養介護（病院等）、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（病院等）、地域密着型介護老人福祉施設、介護福祉施設、介護保健施設、介護療養施設	・訪問歯科衛生指導料 【入院・入所中の患者は可】
---	--	---	-----------------------------

※突合区分：全部で7つの区分があるが、1・2は介護給付の確認事項、5は現在項目が存在しない。

【資料 7】

4 会議事項

（7）今後のスケジュールについて

今後のスケジュール

資料No. 7 - 1

市 町 村

広域連合

26年10月		10月14日 幹事会 10月20日 運営協議会
11月		11月21日 11月定例会 ○平成26年度補正予算 ○平成25年度決算の認定 ○公平委員会委員の選任
12月	12月定例会	
27年1月		1～2月 幹事会
2月		2月16日 2月定例会 ○平成27年度当初予算
3月	3月(2月)定例会 ○平成27年度当初予算	広域連合長選挙 (3月30日任期満了) ○告示、選挙候補者届出受付 ○選挙会
4月		
5月		
6月	6月定例会 ○広域連合議会議員選挙 (候補者数が定数を超える場合) 所得(26年分)等 ☐保険料額決定通知書の発送 ☐特別徴収開始通知書又は納入通知書の発送 ☐本算定に基づく特別徴収(10月以降)の開始依頼 ☐被保険者証等(8月定期更新)の発送	広域連合議会議員選挙 (7月1日任期満了) ○告示 ○選挙候補者推薦届出受付 ☐年次処理 ・保険料額の本算定及び決定 ・被保険者証等作成(8月定期更新) 6月 幹事会
7月		7～8月臨時会 ○議長、副議長の選挙 ○副広域連合長、監査委員、公平委員会委員の選任 ほか
8月		平成28・29年度 保険料率算定開始

市町村と広域連合との意見交換実施要領

1 目 的

後期高齢者医療制度については、施行当初から制度廃止も含め様々な議論がありましたが、現在は制度として定着し、社会保障制度改革国民会議における報告書に基づき、「社会保障制度改革の推進に関する骨子」が閣議決定されたことにより、現行制度が存続されるものと認識しています。

このような状況の中、長野県においては一人当たり医療費が年々増加しており、保険料の徴収率は高水準にあるものの、滞納繰越分の累積額は増加傾向にあります。

このため、医療費の適正化を図るとともに、保険料の確保を図っていくことが課題となっており、広域連合議会においても健康診査事業の実施及び受診率の向上や、保険料についての丁寧な納付相談が求められています。

以上の課題も含め、市町村で担当されているみなさまが日ごろ感じている後期高齢者医療制度の疑問点等について、広域連合職員との間で意見交換を行い、制度の円滑な運営を図ることを目的とします。

2 意見交換を行う市町村

別紙実施通知に記載の 26 年度実施市町村及び実施を希望する市町村

3 意見交換の内容

- (1) 資格管理について
- (2) 保険料の徴収について
- (3) 健康診査事業の実施状況について
- (4) 医療費適正化の取り組みについて
- (5) 標準システムの運用について
- (6) 制度運営にあたっての課題、事務処理上の疑問点
- (7) 広域連合に対する要望

4 実施の時期

おおむね 7 月から 10 月までの間としますが、調整がつけば別の時期でも可能です。

5 実施の方法

原則として広域連合職員が市町村を訪問する。

複数の市町村で実施する場合、対象市町村・時期・場所等は相互に調整をお願いします。

6 実施時間

1 回 2 時間程度を基本とします。

7 提出資料（別紙様式による）

- ・ 保険料の収納対策（具体的に）
- ・ 健康診査の実施状況（対象者の把握、周知方法、実施数）
- ・ 相談、要望事項

市町村との意見交換 実施状況等

[illegible]